

消火器・火災警報器

点検はいざ！という時の安心

消防本部予防課 (☎017-775-0853)

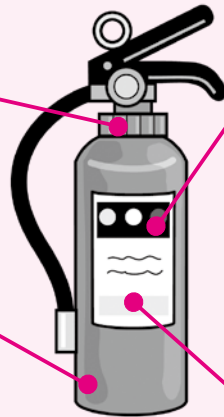
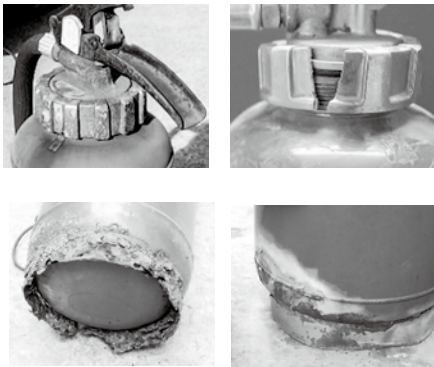
中央消防署
秋田、赤田



Check!

本体の上部・底部

消火器の上部・底部、その周辺に変形や損傷、腐食等がないか確認しましょう。



その消火器、新規格ですか？

消防法令等に基づき設置されている消火器のうち、旧規格の消火器は**2021年12月31日**までに交換が必要です。**2022年1月1日以降は、新規格の消火器でなければ設置できません。**計画的に交換・リサイクルしましょう。

※ご家庭等に自主的に設置されている消火器は法令上の義務はありませんが、使用期限内に交換をお勧めします。



消防本部予防課 高橋

消火器の廃棄、どうしたら？

- 廃棄処分の要否・費用等については、ホームセンター等の消火器販売店、消火器を点検している消防設備業者に直接お問合せください。
- 自ら消火器の解体、内部の放出等は**絶対**に行わないでください。
- 粗大ごみや一般ごみには**絶対**に出さないでください。
- 消防署では、廃棄処分等はしていません。

使用期限は「おおむね10年」

見た目が新しく見える消火器でも、長い間設置していると不具合が生じる場合があります。メーカーが推奨する消火器の設計標準使用期限は「**おおむね10年（住宅用消火器はおおむね5年）**」です。

点検 してますか？

消防法令に基づいて設置されている消火器は、半年ごとに点検が必要です。

※住宅用消火器には点検義務はありませんが、腐食等していないか定期的に確認しましょう。

あぶない!! 老朽化した消火器

老朽化した消火器の事故が多く発生しています！

(右写真)令和3年5月、事業所内のブレーカーから出火。従業員が消火器で消火を試みたところ、消火器が破裂し、容器が胸部に当たり肋骨を骨折した。



製造後32年経過。点検は未実施で、消火器は腐食していた。

不審な電話・不適正なあっせん・販売にご注意を

電話で消防職員を名乗り、個人情報を聞き出したり、訪問販売で消火器等を販売するケースが発生しています。消防機関では、電話での個人情報の聞き取りや消火器・住宅用火災警報器・防犯グッズ等のあっせん・販売等は一切行っていませんので、不審な電話や訪問販売には十分注意してください。

住宅用火災警報器って なに？

火災を早期に発見！

火災で発生した煙や熱を感知して大きな電子音で火災を教えてくれる防災機器です。就寝中でもこの音で目が覚め、火災による逃げ遅れを防いでくれます。

平成20年から設置義務化！

青森消防本部管内では、平成20年から住宅への設置が義務化されました。義務化から10年以上が経過し、管内では100件近く、火災の拡大を防いだ事例があります。

取付けしたらひと安心？

火災警報器は電池式のため、一般的に10年で交換が必要です。義務化から10年以上が経過しているため、設置済の住宅も交換時期が迫っています。普段からの点検が大切です。



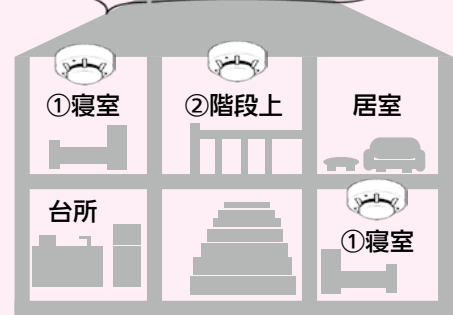
中央消防署
戸賀沢、増村

普及率は？

2020年住宅用火災警報器設置率（単位：％）

	設置率	条例適合率	条例適合率とは？
青森消防本部	83.5	68.9	住宅用火災警報器は火災予防条例で設置場所が決まっています ①寝室②寝室が2階以上にある場合、階段の天井③床面積が7㎡以上である居室が5以上ある階の廊下 この基準通り設置されている割合を示します
青森県内消防本部	81.0	67.5	
全国消防本部	82.6	68.3	

設置場所は？



※台所に設置義務はありませんが、あると安心！

住宅用火災警報器の点検方法、どうしたら？

近所に迷惑をかけてしまうことを恐れ、点検を行わないかたが多いです。警報器は1度音が鳴り、その後は鳴り止む仕組みとなっていますので、安心して点検してください。月に1度は点検しましょう！



「正常です」の場合もあり

故障・電池切れ要交換



消防本部予防課 藤本

付けててよかった…！事例紹介

①調理中、目を離したら…

夕食の天ぷらを調理中に来客があり、玄関先で話し込んでいたところ、台所から警報器の音が聞こえ、台所に向かうと、鍋から火が立ち上がって自宅に置いていた消火器で消火した。

火災被害：台所の壁が一部焼損
出火原因：ガスコンロの消し忘れ



②長期間、差しっぱなしのコンセント

寝室の電化製品のスイッチを入れたまま寝ていたところ、警報器の音で目が覚めた。電化製品のコンセントの付近から煙が出ていたため、コンセントを抜き119番通報した。

火災被害：コンセント周りの焼損
出火原因：コンセントのトラッキング

